

日 薬 業 発 第 460 号  
令 和 8 年 3 月 9 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副会長 森 昌平

令和8年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度薬価改定において、不採算品再算定については、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目に適用することが決定され、最低薬価については、いずれの剤形についても引き上げられるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通されるよう協力依頼がありました。

また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがありますので、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、日本医薬品卸売業連合会、日本ジェネリック医薬品流通協会及び日本歯科商工協会宛にも通知されています。

(別添)

- 令和8年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について（令和8年3月5日付け事務連絡、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和8年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和8年1月16日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和8年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することといたしました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和7年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員に対して周知方よろしくお願いします。

また、令和8年4月1日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。医薬品の安定供給を確保するため、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入するよう、また、月末に返品して、翌月に買い戻す等在庫調整を目的とした返品は慎むよう、貴団体所属の会員に対して周知方よろしくお願いします。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会及び一般社団法人日本歯科商工協会にも通知しましたことを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。( [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67729.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html) )

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしくお願いします。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしくお願いします。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本歯科商工協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_67729.html)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本歯科商工協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_67729.html)

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人日本歯科商工協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 8 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 8 年 1 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 8 年度薬価改定では、不採算品再算定について、保険医療上の必要性が高い品目を対象として製造販売に要する原価が著しく上昇した品目について適用することとされました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価については、令和 7 年度薬価改定に引き続き、いずれの剤形についても引き上げるとともに、新たに塗布剤等の最低薬価が定められました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目であり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく願います。

また、令和 8 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を下回る売り控えや必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、改定前であっても必要量に見合う適切な量を供給していただくよう、また医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく願います。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを各医療関係団体に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_67729.html)